

きれなかつた額がある場合に
は、お住まいの区の区役所に
申告書を提出することで、住
民税所得割から控除できます。
なお、申告書は特別徴収税
額の決定通知書または納稅通
知書が到達する日までに提出
する必要がありますので、早
めに提出してください。

詳細 区役所（1ヶ）の課税課
△市税の納付はお済みですか▽
市税に未納のある方は、至
急納付してください。早期に
納付できない事情がある場合
は、お住まいの区の区役所納
税課に必ず相談してください。
納付も相談もない場合は、給
与、預貯金などの財産差し押
さえを行います。

△税の納付は口座振り替えて▽
市・道民税（普通徴収分）
の納付には、安心・確実な口
座振り替えをご利用ください。
現在、20年度第1期分から
の新たな申し込みを受け付け
ています。5月30日(金)までに

詳細

区役所（1ジハ）の課税課

介護保険

△所得申告書の提出を▽
　国民健康保険料は、前年の所得に基づいて算定します。
　所得税や住民税の申告をした方や源泉徴収した方は申告内容を基にしますが、それ以外の方は保険料算定のための所得申告書を提出していただきます。申告書が送られてきた方は、5月12日(月)までに必ず提出してください。

△国保の加入漏れにご注意ください▽

　社会保険や共済組合など、国保以外の公的医療保険に本人として加入していた方が、長寿医療（後期高齢者医療）制度に移行した場合、その被扶養者だった方は、ほかの家族の扶養に入る場合を除き、国保の加入手続きが必要です。
△年間保険料の支払い上限額が決まりました▽

20年度の国民健康保険料について、年間支払い分の上限額が、医療分44万円、支援金分12万円、介護分9万円に決まりました。なお、国民健康保険料は6月に決定し、通知書を送付します。

★滞納処分の強化(給与・預貯金などの差し押さえ)
★滞納世帯への財産調査の強化
★納付相談・納付指導の強化

納付が困難な方は、区役所の保険年金課にご相談を

国民健康保障

国民健康保険料は、前年の所得に基づいて算定します。

国民健康保険料の 納め忘れは ありませんか

- ★滞納処分の強化（給与・預貯金などの差し押さえ）
- ★滞納世帯への財産調査の強化
- ★納付相談・納付指導の強化
　　納付が困難な方は、
　　区役所の保険年金課に
　　ご相談を